

## 東京における働き方改革推進等に関する連携協定に基づく実施計画

「東京における働き方改革等に関する連携協定」（平成 29 年 11 月 30 日。以下「働き方改革連携協定」という。）第 2 条に基づき、次のとおり、平成 29 年度において東京都（以下「都」という。）と東京商工会議所が連携・協力して実施する取組等の実施計画を定める。

### 1 「働き方改革」の取組の推進

（内容）

- （1）働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現のため、改善に意欲ある企業に対する支援
- （2）都が実施する「TOKYO 働き方改革宣言企業制度」において、働き方・休み方の改善に取り組む宣言企業に対して支援を行い、長時間労働の削減や休暇取得促進などに関する企業の主体的な取組を促進

#### 都の取組

- ア 働き方改革宣言企業制度の実施
  - ・多様なメディアの活用による普及啓発
  - ・宣言企業交流会の開催
- イ 企業における働き方改革に向けた気運醸成

#### 東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対する都の「働き方改革宣言企業制度」、支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するイベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が独自に行う「働き方改革」の支援

### 2 テレワークの推進

（内容）

- （1）働き方改革の起爆剤としてのテレワークを推進するため、企業の導入意欲の喚起、具体的な導入に向けた支援など、企業の状況に応じた支援を実施
- （2）テレワーク普及の気運醸成に向けて、イベントや広告等により普及啓発

#### 都の取組

- ア 東京テレワーク推進センターの運営
- イ 企業におけるテレワークの導入支援
  - ・地域におけるテレワーク体験セミナーの実施
  - ・中小・中堅企業を対象としたモデル事業の実施、成果発信

- ・テレワーク導入に係る経費補助
- ウ テレワーク普及に向けた気運醸成

#### **東京商工会議所の取組**

- ア 会員企業に対する都のテレワーク推進施策、支援事業等の周知啓発  
(メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等)
- イ 都が実施するテレワーク体験セミナー、イベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業を対象とした「東京テレワーク推進センター」見学会の実施
- エ 会員企業に対する都のテレワーク支援への適切な誘導

### **3 時差B i zの推進**

#### (内容)

- (1) 鉄道の混雑緩和に向けて、時差出勤やフレックス制などオフピーク通勤の推進により、通勤時の快適性を向上させるため、企業の時差B i z参加への喚起
- (2) 時差B i zの機運醸成に向けて、イベントや広告等により普及啓発

#### **都の取組**

- ア 快適通勤プロモーション協議会の開催
- イ 時差B i zの実施
  - ・時差B i zに係る企業の取組発信を通じた普及啓発
  - ・積極的な取組を行った企業への表彰(時差Biz推進賞)を通じた機運醸成

#### **東京商工会議所の取組**

- ア 会員企業に対する時差B i zの取組に係る周知啓発(メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等)
- イ 都が実施する時差B i z、快適通勤プロモーション協議会、その他のイベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が取り組む「時差出勤」、「フレックス制」などの働き方に関する取組、鉄道事業者(会員企業)によるオフピーク時間帯における特典付与や混雑の見える化などの取組について、推進・浸透に対する支援
- エ 先進的な働き方を実践している会員企業に対して、時差B i zへの参加を誘導

### **4 ライフ・ワーク・バランスの推進**

#### (内容)

- (1) ライフ・ワーク・バランス認定企業制度やフェスタを活用した気運醸成
- (2) 企業における育児・介護など生活と仕事の両立が可能となる雇用環境整備の促進

#### **都の取組**

- ア ライフ・ワーク・バランス認定企業制度の実施
  - ・ 認定企業の取組発信を通じた普及啓発
- イ ライフ・ワーク・バランスフェスタの開催
- ウ 企業における家庭と仕事の両立に向けた職場環境整備（情報発信、専門家派遣、奨励金制度）

#### **東京商工会議所の取組**

- ア 会員企業に対する都のライフ・ワーク・バランス認定企業制度、支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するライフ・ワーク・バランスフェスタ、その他のイベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が独自に行う職場環境整備に対する支援
- エ 会員企業に対する職場環境整備支援への適切な誘導

### **5 女性の活躍推進**

#### **（内容）**

- （1）女性の活躍促進に取り組む企業に対して、助成や人材育成などを支援
- （2）企業における女性活躍推進責任者の設置促進（助成制度）

#### **都の取組**

- ア 女性活躍推進法に基づく一般行動計画の策定促進（助成制度）
- イ 企業における女性活躍の普及啓発

#### **東京商工会議所の取組**

- ア 会員企業に対する都の女性活躍促進支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するイベント等に関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が独自に行う職場環境整備に対する支援

### **6 ボランティア休暇制度の整備促進**

#### **（内容）**

- （1）企業におけるボランティア休暇制度の整備促進

#### **都の取組**

- ア 企業におけるボランティア休暇制度の整備促進（助成制度）

#### **東京商工会議所の取組**

- ア 会員企業に対する都のボランティア休暇制度整備事業の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）

## 7 中小企業の人材確保

### （内容）

- （1）若者等への企業の魅力発信などにより、中小企業の人材確保を支援するとともに、企業主導型保育施設設置を促進

### 都の取組

- ア 公益財団法人東京しごと財団に「人材確保相談窓口」を設置し、人材確保に苦慮する中小企業の相談対応や専門家派遣によるコンサルティングを実施
- イ 人材確保セミナー等の実施
- ウ 中小企業の魅力を若者に紹介する「東京カイシャハッケン伝」の発行
- エ 外国人留学生等対象の合同企業説明会やインターンシップの実施
- オ 企業主導型保育施設設置に関する相談対応、助成制度、セミナー等の実施

### 東京商工会議所の取組

- ア 都が実施する人材確保支援等の広報（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施する人材確保セミナー等の共同開催
- ウ 企業主導型保育施設設置促進に向けた周知協力
- エ 都が実施するイベント等に関する周知協力・後援

本実施計画は、平成29年11月30日から実施する。